

平成 24 年

第 1 回市議会定例会 議案第 32 号

函館市事務分掌条例の一部改正について

函館市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 24 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市事務分掌条例の一部を改正する条例

函館市事務分掌条例（平成 4 年函館市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条企画部の項第 4 号中「広報」の後ろに「および広聴」を加える。

第 1 条市民部の項第 3 号中「，後期高齢者医療および医療助成」を「および後期高齢者医療」に改める。

第 1 条福祉部の項を次のように改める。

保健福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。
- (3) 福祉事務所に関すること。
- (4) 保健所に関すること。

第 1 条保健福祉部の項の次に次のように加える。

子ども未来部

- (1) 子どもの育成および子育て支援に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(函館市社会福祉審議会条例の一部改正)
- 2 函館市社会福祉審議会条例（平成 17 年函館市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部」を「保健福祉部」に改める。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額	12,000円	を
---------------------	----	---------	---

介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額	12,000円	に、
感染症診査協議会の委員	日額	5,000円	
奨学資金運営委員会の委員	日額	5,000円	
入学準備金貸付審査委員会の委員	日額	5,000円	
青少年問題協議会の委員	日額	5,000円	

感染症診査協議会の委員	日額	5,000円	を
中小企業振興審議会の委員	日額	5,000円	

中小企業振興審議会の委員	日額	5,000円	に、
--------------	----	--------	----

社会教育委員	日額	5,000円	を
青少年問題協議会の委員	日額	5,000円	

社会教育委員	日額	5,000円	に、
--------	----	--------	----

中学校用教科用図書選定委員会の委員	日額	5,000円	を
奨学資金運営委員会の委員	日額	5,000円	
入学準備金貸付審査委員会の委員	日額	5,000円	

中学校用教科用図書選定委員会の委員	日額	5,000円	に
-------------------	----	--------	---

改める。

(函館市育英金支給条例の一部改正)

- 4 函館市育英金支給条例（昭和44年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に、「廃止又は」を「廃止し、または」に改め、同条第1号中「又は」を「または」に改め、同条第2号中「休学又は」を「休学し、または」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「教育委員会に届出なければ」を「市長に届け出なければ」に改め、同条第1号中「休学、復学又は」を「休学し、復学し、または」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第10条中「，必要な」を「必要な」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（函館市入学準備金貸付条例の一部改正）

- 5 函館市入学準備金貸付条例（昭和44年函館市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第8条第1項および第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会が行なう」を「市長が行う」に改める。

第10条中「，必要な」を「必要な」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（経過措置）

- 6 この条例の施行の際現に附則第4項の規定による改正前の函館市育英金支給条例（次項において「改正前の条例」という。）第4条の規定により選定された特別奨学生である者は、附則第4項の規定による改正後の函館市育英金支給条例（次項において「改正後の条例」という。）第4条の規定により選定された特別奨学生とみなす。

- 7 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定によりされている届出は、改正後の条例の規定によりされた届出とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に附則第5項の規定による改正前の函館市入学準備金貸付条例（以下「改正前の条例」という。）第9条の規定により貸付けの決定を受けている保護者等は、同項の規定による改正後の函館市入学準備金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の規定により貸付けの決定を受けた保護者等とみなす。
- 9 改正前の条例第8条第1項の規定により置かれた函館市入学準備金貸付審査委員会は、改正後の条例第8条第1項の規定により置く函館市入学準備金貸付審査委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 10 この条例の施行の際現に改正前の条例第8条第3項の規定により函館市入学準備金貸付審査委員会の委員に委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は、改正後の条例第8条第3項の規定により函館市入学準備金貸付審査委員会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。

（提案理由）

機構改革を行うため